第６回定時株主総会資料
（電子提供措置事項のうち交付書面省略事項）

新株予約権等の状況 …… 1
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要 … 6
連結計算書類の連結持分変動計算書 …… 11
連結計算書類の連結注記表 …… 12
計算書類の株主資本等変動計算書 …… 29
計算書類の個別注記表 …… 30

株式会社セイワホールディングス

上記書類につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		2022年12月2日	2024年1月31日
新株予約権の数		2,568個	4,432個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 256,800株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 443,200株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,800円 (1株当たり 18円)	新株予約権1個当たり 1,800円 (1株当たり 18円)
権利行使期間		2025年 1月 1日から 2032年12月 1日まで	2026年 2月 1日から 2033年12月31日まで
行使の条件		(注) 1、2	(注) 1、3
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 720個 目的となる株式数 72,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 2,200個 目的となる株式数 220,000株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 444個 目的となる株式数 44,400株 保有者数 1名

(注) 1. 2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」は、当該株式分割により調整しております。

2. 上記第3回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

① 予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していることを要する。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びにその他正当な事由がある場合はこの限りでない。

② 予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。

③　予約権者は、自己に割り当てされた本新株予約権の数（以下「割当数」という。）に対して、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。

イ．株式上場の日から1年後の応当日の前日まで：割当数の40%

ロ．株式上場の日から2年後の応当日の前日まで：割当数の55%

ハ．株式上場の日から3年後の応当日の前日まで：割当数の70%

ニ．株式上場の日から4年後の応当日の前日まで：割当数の85%

ホ．株式上場の日から5年後の応当日の前日まで：割当数の100%

④　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3．上記第5回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

①　予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していることを要する。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びにその他正当な事由がある場合はこの限りでない。

②　予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。

③　予約権者は、自己に割り当てされた本新株予約権の数（以下「割当数」という。）に対して、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。

イ．株式上場の日から1年後の応当日の前日まで：割当数の40%

ロ．株式上場の日から2年後の応当日の前日まで：割当数の60%

ハ．株式上場の日から3年後の応当日の前日まで：割当数の100%

④　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．取締役（監査等委員）の保有分は、新株予約権発行時に当社監査役の地位にあった時に付与されたものであります。

		第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		2024年9月11日	2025年11月19日
新株予約権の数		1,420個	561個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 142,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 56,100株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,800円 (1株当たり 18円)	新株予約権1個当たり 3,700円 (1株当たり 37円)
権利行使期間		2026年10月１日から 2033年12月29日まで	2027年12月１日から 2033年12月29日まで
行使の条件		(注) 1、2	(注) 1、2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 440個 目的となる株式数 44,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名

(注) 1. 2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」は、当該株式分割により調整しております。

2. 上記第６回新株予約権及び第7回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

① 予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していることを要する。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びにその他正当な事由がある場合はこの限りでない。

② 予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。

③ 予約権者は、自己に割り当てされた本新株予約権の数（以下「割当数」という。）に対して、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。

イ. 株式上場の日から1年後の応当日の前日まで：割当数の40%

ロ. 株式上場の日から2年後の応当日の前日まで：割当数の60%

ハ. 株式上場の日から3年後の応当日の前日まで：割当数の100%

④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第７回新株予約権
発行決議日		2025年11月19日
新株予約権の数		568個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 56,800株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 3,700円 (1株当たり 37円)
権利行使期間		2027年12月１日から 2033年12月29日まで
行使の条件		(注) 1、2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 278個 目的となる株式数 27,800株 交付対象者数 16名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 270個 目的となる株式数 27,000株 交付対象者数 10名

(注) 1. 2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「使用人等への交付状況」は、当該株式分割により調整しております。

2. 上記第7回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

① 予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していることを要する。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びにその他正当な事由がある場合はこの限りでない。

② 予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。

③ 予約権者は、自己に割り当てされた本新株予約権の数（以下「割当数」という。）に対して、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。

イ. 株式上場の日から1年後の応当日の前日まで：割当数の40%

ロ. 株式上場の日から2年後の応当日の前日まで：割当数の60%

ハ. 株式上場の日から3年後の応当日の前日まで：割当数の100％

④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. 当事業年度の末日現在において、交付時より当社使用人の退職に伴い、新株予約権の数が7個減少しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人が法令・定款及び当社グループの企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。

ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの企業行動指針の遵守及びコンプライアンスに関する計画の推進を管掌する。

ハ. コンプライアンスを遵守した職務の執行を行うため、当社及び当社子会社の各部署にて、必要な規程・規則等の制定、周知徹底を行うことに加え、グループ横断的なコンプライアンス管理を当社の管理部門が主導して行う。

ニ. 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報に関する規程を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正する。

ホ. 取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性については、監査等委員会及び内部監査部門が、監査等委員会監査及び内部監査に関する規程及び監査計画に従って監査を行い、その指摘に基づいて各部の業務管理・運営制度を整備・拡充する。監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、監査等委員会監査に関する規程及び監査計画に従い、取締役の職務執行状況を監査する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理に関する規程を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。

ロ. 取締役及び監査等委員会が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

③　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．事業に関わるリスクはリスク管理に関する規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会において、各リスクについて網羅的・体系的な管理を実施し、必要に応じて取締役会に報告を行う。

ロ．リスク情報等については各部門責任者にて取り纏めの上、リスク・コンプライアンス委員会に対して報告を行う。

ハ．緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に緊急事態対応体制を取り、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を実施する。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、取締役会に関する規程を遵守して、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役の職務の執行を図る。

ロ．取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、並びに職務権限、責任については、取締役会に関する規程、職務権限に関する規程及び業務分掌に関する規程等の社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。

ハ．中長期の経営方針の下で、年度計画を立案し、月次で予算管理を行いながら、当該計画達成に向けて社内の意思統一を図る。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社に対し経営管理を行うとともに、関係会社管理に関する規程に基づく各種報告を求める。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社に対し、関係会社管理に関する規程に基づくリスク管理状況に係る報告を求めるとともに、必要に応じて助言等を行う。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社に対し、関係会社管理に関する規程に基づくリスク管理状況に係る報告を求めるとともに、必要に応じて助言等を行う。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び当社グループの企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。当社の監査等委員会及び内部監査部門が、子会社に対する監査を行う。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査等委員会がその職務を補助する取締役及び使用人（以下「補助使用人等」という。）を置くことを求めた場合においては適切な人員配置を行う。

ロ．補助使用人等の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会と協議のうえ決定する。

ハ．補助使用人等は、独立性を確保するため、監査等委員会の指示による職務に関して、取締役会及び当該使用人の属する組織の上長の指揮命令は受けないものとする。

ニ．補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査等委員会と事前に協議し、監査等委員会の同意を得たうえで実施する。

⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

イ．監査等委員は、当社及び子会社の取締役会を含む重要会議への出席及び当該会議の議事録や決裁記録等の文書の閲覧をいつでも行うことができる。

ロ．子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

⑧　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、公益通報に関する規程で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

⑨　当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務執行に協力し監査の実効性を担保するため、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、必要でないと認められる場合を除き、費用の支払いや債務の処理を行う。

⑩　その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員は、取締役会などの重要会議へ出席し、経営における重要な意思決定及び業務の執行状況を把握し、意見を述べることができる。

ロ．企業経営に精通した経験者・有識者や弁護士及び公認会計士等の有資格者を、監査等委員として招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

ハ．監査等委員会は、内部監査部門・会計監査人と意見交換の場を持ち、定期的又は随時情報交換を実施し、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

①　取締役の職務の執行に関する取組み

当事業年度において、取締役会を定期的に12回、臨時に12回開催し、法令・定款及び「取締役会規程」に基づき、経営に関する重要事項の審議・決議を行うとともに、各取締役の職務執行状況の報告を受け、適切な監督を行っております。

また、取締役会には、独立性を有する監査等委員である社外取締役が出席しており、それぞれの専門的な知見や客観的な視点から、議事の審議において積極的な提言や意見陳述が行われ、経営の透明性と監督機能の強化を図っております。

② リスクマネジメントに関する取組み

当社は、リスク管理体制の整備を目的として「リスク・コンプライアンス規程」を定め、当社グループ内外で想定されるリスクの管理に関してその防止及び会社損失の最小化を図るために「リスク・コンプライアンス委員会」を独立の委員会組織として設置し、リスクの把握、対応策の検討、対応策の実行及びそのモニタリングを行っております。

③ 業務執行の効率性の向上に関する取組み

経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を行うため、定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を機動的に開催しております。

また、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、日常の業務執行における各職位の責任と権限を明確にすることで、意思決定の迅速化と組織的かつ効率的な業務運営を行っております。

さらに、事業計画を策定し、取締役会における月次の業績報告等を通じてその進捗状況を適切に管理・分析し、経営課題に対する早期の対応及び業務の効率化を図っております。

④ コンプライアンスに対する取組み

年1回開催の方針発表会にてコンプライアンスに関する教育の実施や、グループ全従業員が利用可能な「公益通報窓口」の設置・周知を行っております。

⑤ 子会社管理に関する取組み

当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行っており、子会社は、子会社の経営全般に関する重要な事項等について、関係書類を当社担当部門に提出し、担当部門は社内の必要機関へ報告するとともに、協議を行っております。

また、当社は子会社に対し監査等委員及び内部監査室による業務監査を行っております。

連結持分変動計算書

（自　2025年6月1日
至　2026年5月31日）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計	
2025年6月1日残高	100	877	△147	12	842	842
当期利益			1,080		1,080	1,080
その他の包括利益				25	25	25
当期包括利益合計	－	－	1,080	25	1,106	1,106
新株の発行	2,139	2,105			4,245	4,245
株式報酬取引		53			53	53
新株予約権の行使	12	5			18	18
減資	△2,169	2,169			－	－
所有者との取引合計	△17	4,334	－	－	4,317	4,317
2026年5月31日残高	82	5,212	933	37	6,266	6,266

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は15社であり、主要な連結子会社の名称は以下のとおりであります。

三陽電工株式会社、株式会社平野製作所、タマ化工株式会社、株式会社JOB、株式会社開伸、
日本興業株式会社、株式会社金谷塗装工業所、株式会社冨士鍍金工業所

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社ブレンズは株式の譲渡により連結の範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 金融商品

Ⅰ 金融資産

（ｉ）当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の金融資産については、当社グループが当該金融資産の契約の当事者となった取引日に当該金融商品を当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

（ⅱ）事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。レベル3に分類される金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。

（ⅲ）金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

（ⅳ）金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
・貨幣の時間価値
・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

Ⅱ　金融負債

（ⅰ）当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

（ⅱ）事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

（ⅲ）金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

Ⅲ　金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

②　棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として個別法又は総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

③　有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物　　2－45年
・機械装置及び運搬具　　2－17年
・工具器具及び備品　　2－15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④　無形固定資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・特許権　　8年
・ソフトウェア　　4－5年
・顧客関連資産　　10－20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤　リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定の金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑥　のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑦　非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

⑧ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

⑨ 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、溶接・製缶加工、めっき加工、鋼構造物他各種機械の製造販売及び工事請負を主な事業としております。これらの製品の販売については、主に製品の引渡又は検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。

一定の期間にわたり製品及びサービス等の支配の移転が行われる取引については、顧客に提供する当該製品及びサービス等の性質を考慮し、主にインプット法に基づいて履行義務の充足に向けての進捗度を測定し収益を認識しております。

また、当社グループが代理人として製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、当社グループの会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っており、実際の業績は当該見積りとは異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

のれんの減損

当連結会計年度末の連結財政状態計算書において、のれん1,464百万円が計上されております。

のれんの減損テストにおいては、回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、その資金生成単位を引き続き使用することにより生み出される将来キャッシュ・フローを割り引いて測定しております。使用価値は、以下の主要な仮定に基づいて算定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、経営者によって承認された直近の事業計画を用いており、事業計画の中で将来の収益は、過去の業績及び市場動向の経営者予測や現在の業種動向等を加味して見積もっており、コストは、その収益の変動を加味して見積もっております。

将来キャッシュ・フローの予測期間は、各資金生成単位の事業に応じた適切な期間を設定しており、合理的に算出された事業計画（最大5年）を基礎とし、以降の期間の将来キャッシュ・フローは、各資金生成単位が属する市場もしくは国の長期平均成長率を勘案するとともに、事業の成長性を考慮した数値を使用して計算しております。

各資金生成単位に適用される割引率は、税引前加重平均資本コスト等を基礎に、外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等が適切に反映されるよう算定しております。

なお、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、資金生成単位又は資金生成単位グループについては、使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	1,791百万円
建物及び構築物	286百万円
関係会社株式	50百万円
その他の金融資産	67百万円
その他	17百万円
計	2,212百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,050百万円
1年内返済予定の長期借入金	594百万円
長期借入金	2,505百万円
計	4,150百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,624百万円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 19,106,700株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）、親会社所有者帰属持分比率及びD/Eレシオ（有利子負債／親会社の所有者に帰属する持分）であります。これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引については利用しておりません。

③ 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループでは、営業債権と営業債権以外の債権に区分して貸倒引当金を算定しております。いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。当社グループの顧客は信用力の高い企業及び組織が多く、信用リスクは限定的であり、また、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はなく、当連結会計年度末において、貸倒引当金を計上しておりません。

④ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

⑤　金利リスク管理

当社グループは、借入金による資金調達を行っており、借入金の一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

当社グループは、金利動向を勘案して借入金の見直しを適宜実施することで金利リスクを管理しております。

⑥　市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。

当社グループは、株価又は市場価格が取得価額・帳簿価額を大幅に下回った場合又は下回ることが見込まれる場合には経理担当部門の長に状況・対策を報告し適切な措置を講じることとしております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

①　公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。投資信託は、取引金融機関から提示された公正価値を使用しています。保険積立金の公正価値は、解約返戻金の金額等を勘案し、算定しております。出資金の公正価値は、純資産価値に基づく評価技法等合理的な方法により算定しております。

（社債及び借入金）

社債の公正価値は、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金の公正価値は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、重要性の乏しい金融商品は、次の表に含めておりません。

（単位：百万円）

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融負債		
借入金	5,345	5,353
社債	8	8
合　計	5,353	5,361

（注）　借入金及び社債の公正価値はレベル2に分類しております。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
資産：				
純資産を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
投資信託	－	4	－	4
出資金	－	－	7	7
ゴルフ会員権	－	0	－	0
保険積立金	－	－	53	53
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	101	－	－	101
合　計	101	5	60	167

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品の公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いております。また公正価値の測定結果については適切な責任者のレビューを受けております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、製造業を中心とした、単一セグメントのモノづくり事業を展開しております。

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

一時点で移転される財又はサービス	6,777百万円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,233百万円
計	8,011百万円

一時点で移転される財又はサービスについては、製品の販売において、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客に引き渡しまたは検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、履行義務が充足されたと判断し、その時点で収益を認識しております。

一定期間にわたり移転される財又はサービスについては、工事請負契約に基づいた義務の履行により資産が創出され又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたる工事の進捗に応じて収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する発生原価の割合を用いるインプット法で測定しております。なお、進捗度を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1～2か月以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項　(3) 会計方針に関する事項　⑨　収益」に記載のとおりです。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分　327円95銭

(2) 基本的1株当たり当期利益　68円43銭

（注）当社は2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

（事業の譲受　三鷹金属工業株式会社）

(1) 企業結合の概要

① 事業譲受の相手先企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　三鷹金属工業株式会社

事業の内容　　金属表面処理（めっき）事業

② 事業譲受日

2026年6月19日

③ 事業譲受を行った主な理由

当社の連結子会社である株式会社冨士鍍金工業所及び東栄コーティング株式会社では、金属表面処理（めっき）事業を展開しており、譲受をすることで、販路の拡大や生産体制の増強、仕入れコストの削減等のシナジー効果を生みだすことができるものと判断しており、金属表面処理（めっき）におけるシェアの拡大と企業価値向上を目指してまいります。

④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

（単位：百万円）

	金額
支払対価の公正価値（現金）	37

取得資産及び引受負債の公正価値は算定中であります。

（株式取得による子会社化　株式会社大庭塗装工業所）

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社大庭塗装工業所

事業の内容　　金属製品塗装・組立（カチオン電着塗装、静電塗装、粉体塗装、耐熱塗装等）

② 取得日

2026年6月30日

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 企業結合を行った主な理由

当社の連結子会社であるタマ化工株式会社及び株式会社金谷塗装工業所では、当該塗装事業と同一の塗装方法（カチオン電着塗装）により事業を展開しており、譲受をすることで、販路の拡大や生産体制の増強、仕入れコストの削減等のシナジー効果を生みだすことができるものと判断しており、塗装事業

におけるシェアの拡大と企業価値向上を目指してまいります。また、当社グループが有する金属表面処理（めっき）事業との連携による品質・営業力・収益性の向上を図り、塗装事業における競争力を高めてまいります。

⑤　被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

（単位：百万円）

	金額
支払対価の公正価値(現金)	1,759

取得資産及び引受負債の公正価値は算定中であります。

9. その他の注記

（企業結合）

（事業の譲受　株式会社勝山塗装工業所）

(1) 企業結合の概要

①　事業譲受の相手先企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　株式会社勝山塗装工業所

事業の内容　　工業塗装事業

②　事業譲受日

2025年6月2日

③　事業譲受を行った主な理由

当社の連結子会社であるタマ化工株式会社及び株式会社金谷塗装工業所では、当該塗装事業と同一の塗装方法（カチオン電着塗装）により事業を展開しており、譲受をすることで、販路の拡大や生産体制の増強、仕入れコストの削減等のシナジー効果を生みだすことができるものと判断しており、塗装事業におけるシェアの拡大と企業価値向上を目指してまいります。

④　事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値分

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値（現金）	263
取得資産及び引受負債の公正価値	
有形固定資産	544
引当金	△21
繰延税金負債	△91
その他	0
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	432
負ののれん発生益	168

当該企業結合に係る取得関連費用は14百万円であり、すべて当連結会計年度の連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

負ののれんの発生益は、取得資産及び引受負債の差額が取得対価を上回ったため生じており、連結損益計算書の「その他の収益」に計上されています。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	263
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	－
事業譲受による支出	263

(4) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結計算書類に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。

(ブレンズ株式の売却)

当社は、2025年8月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社セイワ工業が保有する株式会社ブレンズの全株式を株式会社タイセイプラスへ譲渡することを決議し、2025年9月2日付で株式譲渡契約を締結のうえ、2025年9月8日付で株式譲渡を実施したことにより株式会社ブレンズの支配を喪失しました。

(1) 支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位：百万円)

項目	金額
支配喪失時の資産の内訳	
流動資産	84
非流動資産	54
支配喪失時の負債の内訳	
流動負債	80
非流動負債	202

(2) 支配の喪失に伴う損益

(単位：百万円)

項目	金額
支配の喪失に伴って認識した利益	142
売却に伴う付随費用	△10
子会社株式売却益	132

(3) 支配の喪失に伴う現金及び現金同等物の変動

(単位：百万円)

項目	金額
現金による受取対価	0
連結除外した子会社における現金及び現金同等物	△17
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	17

株主資本等変動計算書

（自　2025年6月1日
至　2026年5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100	－	812	812	221	221	1,134	41	1,175
当期変動額									
新株の発行	2,139	2,139		2,139			4,278		4,278
当期純利益					62	62	62		62
準備金から剰余金への振替		△2,139	2,139	－			－		－
新株予約権の行使	12	12	5	18			30		30
減資	△2,169		2,169	2,169			－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								△12	△12
当期変動額合計	△17	12	4,314	4,326	62	62	4,372	△12	4,359
当期末残高	82	12	5,126	5,139	284	284	5,506	28	5,535

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物	定額法
無形固定資産	定額法
その他	定率法

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、純粋持株会社として、グループ子会社とのコンサルティング契約に基づき経営管理等を行っており、グループ子会社からの経営指導料及び受取配当金から収益が成り立っております。経営指導料については、契約に基づき一定期間にわたる履行義務充足に応じて収益を認識し、受取配当金については、効力発生時点で収益を認識し計上しております。

2．会計上の見積りに関する注記

当事業年度末の貸借対照表において、関係会社株式4,521百万円が計上されております。

当社の保有する関係会社株式は市場価格のない株式であり、財政状態の悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合は、当該会社の中期経営計画等を勘案し、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて相当の減額を行い、評価損を計上する方針としております。

関係会社株式の評価にあたり、経営者は最善の見積りによって判断を行いますが、将来の予測不可能な市場環境の変化等により超過収益力の毀損が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に計上される関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	50百万円

② 担保に係る債務

連結子会社の借入金	143百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　7百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

タマ化工株式会社	257百万円
株式会社カケンジェネックス	116百万円
計	373百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①	短期金銭債権	231百万円
②	短期金銭債務	59百万円
③	長期金銭債権	2,144百万円
④	長期金銭債務	1,830百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	668百万円
営業費用	14百万円

営業取引以外による取引高

営業外収益	53百万円
営業外費用	21百万円

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	132百万円
関係会社の現物配当による差額	32百万円
関係会社株式評価損	16百万円
その他	1百万円
繰延税金資産合計	182百万円
税務上の繰越欠損金に評価性引当額	△132百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△50百万円
評価性引当額小計	△182百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	1百万円
繰延税金負債合計	1百万円
繰延税金負債の純額	1百万円

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱セイワ工業	所有 直接 100%	資金取引	資金の返済 利息の支払 (注)2	182 0	関係会社長期借入金	－
子会社	東栄コーティング㈱	所有 直接 100%	担保受入	借入金に対する担保受入 (注)6	2,182	－	－
子会社	光誠産業㈱	所有 間接 100%	資金取引	資金の借入 資金の返済 利息の支払 (注)2	100 102 2	関係会社長期借入金	140
子会社	㈱ブレンズ（注）5	所有 間接 100%	資金取引	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注)2	20 226 0	－	－

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱平野製作所	所有 直接　100%	資金取引	資金の貸付 資金の返済 利息の受取 (注)2 利息の支払 (注)2	135 334 1 0	関係会社長期貸付金 関係会社長期借入金	135 －
			担保受入	借入金に対する担保受入 (注)6	2,182	－	－
子会社	タマ化工㈱	所有 直接　100%	資金取引	資金の返済 利息の支払 (注)2	100 102	関係会社長期貸付金	867
			債務の保証	債務保証 (注)4	257	－	－
			担保受入	借入金に対する担保受入 (注)6	2,267	－	－
子会社	㈱カケンジェネックス	所有 直接　100%	債務の保証	債務保証 (注)4	116	－	－
			担保差入	借入金に対する担保差入 (注)7	143	－	－
子会社	㈱ＪＯＢ	所有 直接　100%	経営指導	経営指導料の受取 (注)1	92	売掛金	65
			資金取引	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注)2	140 140 0	関係会社長期貸付金	－
			担保受入	借入金に対する担保受入 (注)6	872	－	－
子会社	日本計器㈱	所有 直接　100%	資金取引	資金の借入 利息の支払 (注)2	－ 2	関係会社長期借入金	200
子会社	㈱開伸	所有 直接　100%	経営指導	経営指導料の受取 (注)1	96	売掛金	8
			特許権使用許諾	特許権使用料 (注)3	34	未収入金	3
			資金取引	資金の借入 資金の返済 支払利息 (注)2	13 270 0	関係会社長期借入金	－

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱金谷塗装工業所	所有 直接 100%	資金取引	資金の返済 利息の支払 (注)2	106 4	関係会社長期借入金	360
子会社	㈱冨士商事	所有 直接 100%	資金取引	資金の貸付 利息の受取 (注)2	1,664 15	関係会社長期貸付金	1,814
子会社	㈱冨士鍍金工業所	所有 間接 100%	資金取引	資金の借入 利息の支払 (注)2	161 0	関係会社長期借入金	161
			担保受入	借入金に対する担保受入 (注)6	2,182	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 経営指導料については、対象会社の規模等を鑑みた基準に基づき決定しております。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入又は差入はありません。
3. 価格等の取引条件は、市場価格を勘案して決定しております。
4. 金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 株式会社ブレンズは、2025年9月8日付で当社の子会社である株式会社セイワ工業が保有するブレンズ社株式の全てを売却し当社グループ会社ではなくなったため、関連当事者ではなくなっており取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。なお、議決権等の所有割合は、直前の所有割合を記載しております。
6. 子会社の不動産等を担保として設定しております。なお、担保提供料は支払っておりません。
7. 金融機関からの借入につき、担保提供を行っております。なお、担保提供料は受け取っておりません。

7．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記　(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　288円21銭

(2) 1株当たりの当期純利益　3円98銭

（注）当社は2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの当期純利益を算定しております。

9．重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記については、「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております

10. その他の注記

（企業結合等に関する注記）

企業結合等に関する注記については、「連結注記表 9. その他の注記（企業結合）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。